

☆川崎市役所からのお知らせ☆



産業廃棄物は市のごみ焼却場へ搬入したり、事業系ごみ（一般廃棄物）に混ぜたりしてはいけません。事業系ごみ（一般廃棄物）との分別を徹底してください。

産業廃棄物を市のごみ焼却場へ搬入したり、事業系ごみ（一般廃棄物）に混ぜて排出したりすると、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）違反として刑罰に問われたり、ごみ焼却場の受入基準違反として事業系ごみ（一般廃棄物）の受入拒否がなされたりする場合があります。

産業廃棄物の分別を徹底し、裏面に記載した方法で適切に処理してください。

産業廃棄物の例 ※飲料用の缶、ビン、ペットボトルも産業廃棄物になります。

廃プラスチック類

ペットボトル
発泡スチロール
ポリ袋 など



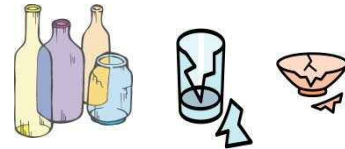
金属くず

空き缶
金属製のハンガー など



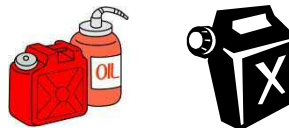
ガラス・陶磁器くず

空きビン
ガラス製のコップ
陶器製の茶碗 など



廃油

食用油
エンジンオイル など



その他の産業廃棄物

汚泥
廃酸・廃アルカリ
動植物性残さ など

処理を委託する際にはそれぞれの種類の許可を持った業者に委託してください。

ビニール傘や蛍光灯など、複数の種類が含まれ、種類ごとの分離が容易でないものについて

例



廃プラスチック類、
金属くずの混合物



廃プラスチック類、金
属くず、ガラスくずの
混合物

※該当する種類の許可を持った業者に委託してください。

◎営業許可を受けた業者に委託していますか？

産業廃棄物を排出する場合は、産業廃棄物の「収集運搬・処分」について、行政から営業許可を受けている業者に処理を委託しましょう。一般廃棄物収集運搬の営業許可だけしか受けていない業者には委託できません。

また、産業廃棄物の「収集運搬・処分」について営業許可を受けた業者をお探しの場合は、(公社)神奈川県産業廃棄物協会(電話 045-681-2989)へお問い合わせください。

◎産業廃棄物の処理委託契約は締結していますか？

産業廃棄物の処理を委託する場合は、収集運搬業者、処分業者のそれぞれと書面で契約を締結する必要があります。

事業系ごみ(一般廃棄物)の処理委託契約とは、別に締結してください。

◎マニフェスト(産業廃棄物管理票)は交付していますか？

産業廃棄物を処理業者に引き渡す際は、「マニフェスト(産業廃棄物管理票)」を交付する必要があります。

処理委託契約書のとおり産業廃棄物が収集運搬・処分されていることを確認しましょう。

なお、マニフェスト(産業廃棄物管理票)は5年間の保存義務があります。

◎産業廃棄物の保管場所に掲示板を設置していますか？

産業廃棄物の保管場所には、①産業廃棄物保管場所である旨の表示、②廃棄物の種類、③管理責任者の氏名・連絡先などを記載した、四方が60センチメートル以上の掲示板を掲出してください。

◎事業系ごみの内容審査を行っています

市のごみ焼却場では、事業系ごみの内容審査を随時行っており、事業系ごみ(一般廃棄物)の中に産業廃棄物が混入していた場合は、川崎市役所において、その持ち帰り指導や所管部署による排出者への立入検査などを行っています。

◎その他

産業廃棄物の処理に関しては、神奈川県・横浜市・川崎市・相模原市・横須賀市が共同で作成しているマニュアル「産業廃棄物の適正処理のために」に詳細が記載されていますので、必要に応じて、次のURL(神奈川県庁)から入手してください。(http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f94)

【お問い合わせ先】 事業系ごみ(一般廃棄物)関係 環境局減量推進課 電話 044-200-2568
産業廃棄物関係 環境局廃棄物指導課 電話 044-200-2581